会計管理者の設置に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成21年7月3日

鳥取県人事委員会委員長 曽 我 紀 厚

## 鳥取県人事委員会規則第27号

会計管理者の設置に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第1条 管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

表第1(第2条、第	3 条関係 )		別	表第 1	(第2条、	第3条	関係)		
組織	職	区分			組織		職	区分	
知事の本庁	部長(農業大学	1種		知事の	本庁		部長 ( 農業大学	1種	
事務部	校及び農林総合			事務部			校及び農林総合		
局	研究所企画総務			局			研究所企画総務		
	部の部長を除						部の部長を除		
	<. )						<. )		
	防災監(人事委						防災監(人事委		
	員会が承認した						員会が承認した		
	ものに限る。)						ものに限る。)		
	文化観光局の局						文化観光局の局		
	長 ( 人事委員会						長 ( 人事委員会		
	が承認したもの						が承認したもの		
	に限る。)						に限る。)		
	行政監察監(人						行政監察監(人		
	事委員会が承認						事委員会が承認		
	したものに限						したものに限		
	る。)						る。)		
	衛生環境研究所						衛生環境研究所		
	の所長(人事委						の所長 (人事委		
	員会が承認した						員会が承認した		
	ものに限る。)						ものに限る。)		
	<u>会計管理者(人</u>								
	事委員会が承認								
	<u>したものに限</u>								
	<u>る。)</u>								
	理事監						理事監		
	防災監	2種					防災監	2種	
	次長(行財政改						次長(行財政改		
	革局自治研修						革局自治研修		
	所、衛生環境研						所、衛生環境研		

究所、消費生活 センター、農業 大学校及び農林 総合研究所園芸 試験場の次長を 除く。) 局長 総室長(政策企 画総室、子育て 支援総室及び森 林・林業総室の 総室長を除 <. ) 県民室の室長 (人事委員会が 承認したものに 限る。) 行財政改革局自 治研修所の所長 (人事委員会が 承認したものに 限る。) 衛生環境研究所 の所長(人事委 員会が承認した ものに限る。) 農業大学校の校 長(人事委員会 が承認したもの に限る。) 農林総合研究所 の所長 農林総合研究所 農業試験場の場 長(人事委員会 が承認したもの に限る。) 農林総合研究所 園芸試験場の場 長(人事委員会 が承認したもの に限る。) 農林総合研究所 畜産試験場の場 長(人事委員会

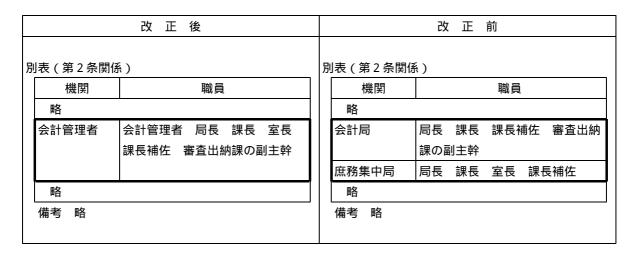
究所、消費生活 センター、農業 大学校及び農林 総合研究所園芸 試験場の次長を 除く。) 局長 総室長(政策企 画総室、子育て 支援総室及び森 林・林業総室の 総室長を除 <. ) 県民室の室長 (人事委員会が 承認したものに 限る。) 行財政改革局自 治研修所の所長 (人事委員会が 承認したものに 限る。) 衛生環境研究所 の所長(人事委 員会が承認した ものに限る。) 農業大学校の校 長(人事委員会 が承認したもの に限る。) 農林総合研究所 の所長 農林総合研究所 農業試験場の場 長(人事委員会 が承認したもの に限る。) 農林総合研究所 園芸試験場の場 長(人事委員会 が承認したもの に限る。) 農林総合研究所 畜産試験場の場 長 ( 人事委員会

略			 略	
	略		略	1
		略		略
		医療政策監		医療政策監
		参事監		参事監
		会計管理者		
		ものに限る。)		ものに限る。)
		員会が承認した		員会が承認した
		の室長 (人事委		の室長 (人事委
		建設事業評価室		建設事業評価室
		行政監察監		行政監察監
		に限る。)		に限る。)
		が承認したもの		が承認したもの

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。



第3条 職員の職務の級の分類に関する規則(平成18年鳥取県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正 する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後										改正前												
表第 1	行政職給料表級別	別職務分	)類表 (	第2条関	係)						別表	長第 '	行政職給料表級	別職務分	)類表(	第2条関	原()					
組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	絲	且織	職務の級	1級	2級	3 級	4級	5級	6級	7級	8級	9 🛔
知 本	略										矢	本	略									
事庁	本庁共通(前各項	主事	主事	係長	課長補	課長補	課長	副局長	次長	部長	事	庁	本庁共通(前各項	主事	主事	係長	課長補	課長補	課長	副局長	次長	部長
の	に職が掲げられて	秘書	秘書	秘書	佐	佐	室長	所長	防災監	防災監	0.	)	に職が掲げられて	秘書	秘書	秘書	佐	佐	室長	所長	防災監	防災
事	いる場合は、当該	機械技	機械技	主計員	室長補	室長補	所長	校長	局長	行政監	事	<b>5</b>	いる場合は、当該	機械技	機械技	主計員	室長補	室長補	所長	校長	局長	行政
務	職については本項	師	師	企画員	佐	佐	企画調	院長	総室長	察監	形	务	職については本項	師	師	企画員	佐	佐	企画調	院長	総室長	察監
部	の規定を適用しな	電気技	電気技	広報企	秘書	秘書	整幹	参事監	行政監	会計管	音	ß	の規定を適用しな	電気技	電気技	広報企	秘書	秘書	整幹	参事監	行政監	
局	l1。)	師	師	画員	総括主	総括主	民工芸		察監	理者	Æ	<b>3</b>	l1。)	師	師	画員	総括主	総括主	民工芸		察監	
		薬剤師	薬剤師	副主幹	計員	計員	振興官		会計管					薬剤師	薬剤師	副主幹	計員	計員	振興官			
		衛生技	衛生技	教務主	主計員	主計員	チーム		理者					衛生技	衛生技	教務主	主計員	主計員	チーム			
		師	師	任	税務主	税務主	長		理事監					師	師	任	税務主	税務主	長		理事監	
		理学療	理学療	監察員	幹	幹	校長							理学療	理学療	監察員	幹	幹	校長			
		法士	法士	理学療	主任監	主任監	院長							法士	法士	理学療	主任監	主任監	院長			
		保健師	保健師	法主任	察員	察員	参事							保健師	保健師	法主任	察員	察員	参事			
		看護師	看護師	栄養主	教授	教授	主任教							看護師	看護師	栄養主	教授	教授	主任教			
		栄養士	栄養士	任	教務主	教務主	授							栄養士	栄養士	任	教務主	教務主	授			
		歯科衛	歯科衛	歯科衛	幹	幹	総括検							歯科衛	歯科衛	歯科衛	幹	幹	総括検			
		生士	生士	生主任	企画員	企画員	查専門							生士	生士	生主任	企画員	企画員	查専門			
		商工技	商工技	農業専	広報企	広報企	員							商工技	商工技	農業専	広報企	広報企	員			
		師	師	門技術	画員	画員	検査専							師	師	門技術	画員	画員	検査専			
		農林技	農林技	員	専技主	専技主	門員							農林技	農林技	員	専技主	専技主	門員			
		師	師	林業専	幹	幹								師	師	林業専	幹	幹				
		造園技	造園技	門技術	用地主	用地主								造園技	造園技	門技術	用地主	用地主				
		師	師	員	幹	幹								師	師	員	幹	幹				
		水産技	水産技	助教授	検査主	検査主								水産技	水産技	助教授	検査主	検査主				
		師	師	講師	幹	幹								師	師	講師	幹	幹				
		土木技	土木技		筆頭主	筆頭主								土木技	土木技		筆頭主	筆頭主				
		師	師		幹	幹								師	師		幹	幹				
		建築技	建築技		主幹	主幹								建築技	建築技		主幹	主幹				
		師	師											師	師							
		講師	講師											講師	講師							
-	略												略									
略												略										
備考	略										俤	考	略									

附 則

この規則は、平成21年7月11日から施行する。